

新型コロナウイルス感染症の拡大により
影響を受けている

北海道民の みなさまへ

休業、無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資金不足、納税や保険料の納付などでお困りのみなさまへの各種支援を実施しています。

給付金等

一人当たり
10万円 すべてのみなさまに

児童一人当たり
1万円 子育て世帯

平均賃金の
80%補償 業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給になった

収入減で家賃が払えない

収入減で学費が払えない

貸付

主に休業された方等向け 主に失業された方等向け

最大	単身世帯	複数世帯
20万円	月 15万円 以内	月 20万円 以内

休業・失業等で生活資金に不安
生活福祉資金の貸付

納税が今は厳しい

国民年金保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

猶予

詳細は裏面をご覧ください。



北海道 ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

北海道 コロナ 総合情報



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm>



北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年5月11日現在）

北海道ソーシャルディスタンスング ～今は、きよりととって～

- ・新型コロナウイルスの感染を防ぎ、大切な人の命を守るために、お互いに手を伸ばしても届かない距離を保つ、北海道ソーシャルディスタンスングを道民運動として展開します。
- ・あなたの大切な人の命を守るために、日々の行動で、いつもより少し距離を保つことに、ご協力をお願いします。
- ・市町村や企業、団体の皆様には、店舗や施設、職場内における取組に、ご理解とご協力をお願いします。



北海道民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

※制度名をクリックすると、該当のページが開きます。

給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 10万円	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり10万円を給付 します。	各市町村または 総務省コールセンター ☎ 0120-260-020
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、 対象児童一人当たり1万円を支給 します。	各市町村または 内閣府コールセンター ☎ 0120-271-381
	業務や通勤などで発症した	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 労災保険給付の対象 となります。	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給になった	国民健康保険の 傷病手当の支給		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の 支給対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 最寄りの自立相談支援機関
		道営住宅の提供		新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方またはその同居親族に該当する方に道営住宅を提供します。	最寄りの総合振興局、振興局 の建設指導課にご相談ください
	収入減で学費が払えない	高等教育修学支援新制度		予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母等）の収入が減った場合、授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。	(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
高校生等奨学給付金 (道立高校・私立高校)			家計急変世帯に対して、授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。	道立：教育庁高等教育課 ☎ 011-204-5760 私立：北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066	
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	最大 20万円	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	各市区町村社会福祉協議会 または 北海道社会福祉協議会 ☎ 011-241-3976
		総合支援資金（生活支援費） 主に失業された方等向け	単身世帯 月 15万円 以内 複数世帯 月 20万円 以内	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・総合 支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	道税の納税等の猶予		道税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。	最寄りの総合振興局、振興局 の税務課または道税事務所 にご相談ください
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料 免除・納付の猶予		失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予		上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。	お住まいの地域の水道局